

吉田町牧之原市広域施設組合消防本部住宅用火災警報器
取付支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及を図り、火災から高齢者又は身体障害者（以下「高齢者等」という。）の生命及び財産を守るため、吉田町牧之原市広域施設組合消防本部管轄内に居住する高齢者等の世帯のうち、世帯の構成員自ら住警器を設置することが困難なものに対して、吉田町牧之原市広域施設組合消防本部が取付支援に関する事業に関して、必要な事項を定めるものとする。

(支援内容)

第2条 取付支援は、吉田町牧之原市広域施設組合消防本部管轄内に居住する高齢者等の世帯のうち、未設置世帯に対して住警器の取付けを行うものとする。ただし、電気工事を伴うものは対象外とする。

(対象世帯)

第3条 この事業により住警器の取付支援を受けることができる世帯は、次に掲げる世帯とする。

- (1) 65歳以上の者のみで構成されている単身世帯
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者がいる世帯
- (3) 消防署長が支援する必要があると認める世帯

2 高齢者等は、前項の世帯が共同住宅及び賃貸住宅その他の持家以外の住宅（この項において「共同住宅等」という。）に居住している場合に、住警器の取付支援に当たり、共同住宅等の所有者の承諾を得なければならない。

(支援条件)

第4条 この事業による支援を受けようとする高齢者等（以下「支援対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 取付けを行う住警器を事前に用意すること。
- (2) 住警器の取付けに必要なネジ等を用意すること。
- (3) 取付支援に際して支援対象者が立会うこと。ただし、支援対象者が立会えない場合には、代理人が立会うこととする。

(申請)

第5条 支援対象者は、住宅用火災警報器取付支援申請書（様式第1号）（以下「支援申請書」という。）を消防署に提出しなければならない。

ない。ただし、支援対象者が身体的理由等により支援申請書の提出ができない場合においては、代理人が提出できるものとする。

(委任状)

第6条 前条の規定による代理人が支援申請書を提出する場合には、委任状(様式第2号)を提出しなければならない。

(決定)

第7条 第5条の規定による申請を受理した消防署長は、内容を審査し支援の可否に関し、住宅用火災警報器取付支援決定通知書(様式第3号)(以下「決定通知書」という。)により当該申請者に対して通知するものとする。

(日程調整)

第8条 消防署長は、前条により支援の決定をしたときは、支援対象者と取付支援の日程調整を行った後、取付支援を行うものとする。ただし、災害出動等の緊急的な対応をする場合、支援対象者又は代理人(以下「支援対象者等」という。)の立会いができない場合には、日程を再調整することとする。

(取付場所の確認)

第9条 消防職員は、住警器を取付支援する住居に訪問するときは、設置場所の確認を行い、取付支援が困難であると消防職員が判断した場合においては、取付支援は行わないものとし、支援対象者等に対して住宅用火災警報器取付支援延期同意書(様式第4号)に記入を求めることとする。

2 前項に規定する支援の延期の同意を得た場合には、支援対象者等からの再要請により再度取付支援を行うこととし、支援申請書の提出及び決定通知書の通知は、省略するものとする。

(承諾書)

第10条 消防職員は、取付支援が可能であると判断した場合には、支援対象者等に取付支援を行う場所の説明を行い、住宅用火災警報器取付支援承諾書(様式第5号)(以下「承諾書」という。)の記入を求めることとする。ただし、支援対象者等が承諾書の記入を拒否した場合においては、取付支援は行わないこととする。

(免責)

第11条 取付支援後に火災その他の災害が発生したものに対して、賠償の責任を負わないものとする。

(報告)

第12条 消防署長は、取付支援の結果を月報として翌月の10日ま

でに取りまとめ、住宅用火災警報器取付支援結果表（様式第6号）を消防本部予防課担当宛てに提出することとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成28年2月1日から施行する。